

施策	07 高齢者福祉の充実		
事業名	南河内広域高齢者福祉事業	担当課	いきいき高齢・福祉課

事業の概要

目標対象者概要	大阪府からの権限移譲事務のうち「指定居宅サービス事業者の指定」「有料老人ホーム設置届の受理」等の事務を行うため3市2町1村で共同で設置した「広域福祉課」で共同処理することで、高齢者福祉に係る事務を円滑かつ効率的に処理する。
---------	---

指標の推移

事業の指標		単位	H28	H29	H30	H31	H32
1	要介護・要支援認定者数	人	予	7,600	8,057		
			実	7,276			
2	-		予				
			実				
3	-		予				
			実				

事業の評価

指標の状況	認定申請者においては、高齢者数の増加に伴い一定の増加を想定していたが、想定の増加数には達しなかった。
総合評価	介護保険サービス事業所の指定等事務については、広域的に共同して処理が可能な事務であるため、一括して処理する事で人員配置の削減が図れることから、組織運営する上で効果的な手法であると考えます。
今後の方向性	拡充 総合事業現行相当サービス事業者にかかる指定・指導等事務について、南河内広域福祉課への事務移譲を検討する。

事業費(決算額)・財源

		H28当初予算	H28決算	H27決算	増減
事業費(決算額) (千円)		16,902	18,377	17,555	822
財源内訳	一般財源 (千円)		12,148	10,823	1,325
	国府支出金 (千円)		5,374	6,732	-1,358
	地方債 (千円)		0	0	0
	その他特定財源 (千円)		855	0	855